

狛江市の市民参加と市民協働の推進指針

推進指針策定の趣旨

この推進指針は、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」(以下「条例」という。)が、平成15年狛江市議会第1回定例会で可決され、同年4月1日より施行されたことに伴い、この条例の精神と条文を実効性のあるものとするため、行動計画として明らかにするものです。

指針の性格

この指針は、市の推進する市民参加と市民協働の取組が行政側の意図に左右されずに透明性を持って推進されるよう、条例に基づいて設置された狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に、検討を委ねたものです。

また、この指針は、条例の趣旨にのっとり、今後、市民自治の動きや社会変化などを勘案して柔軟に見直しを行います。

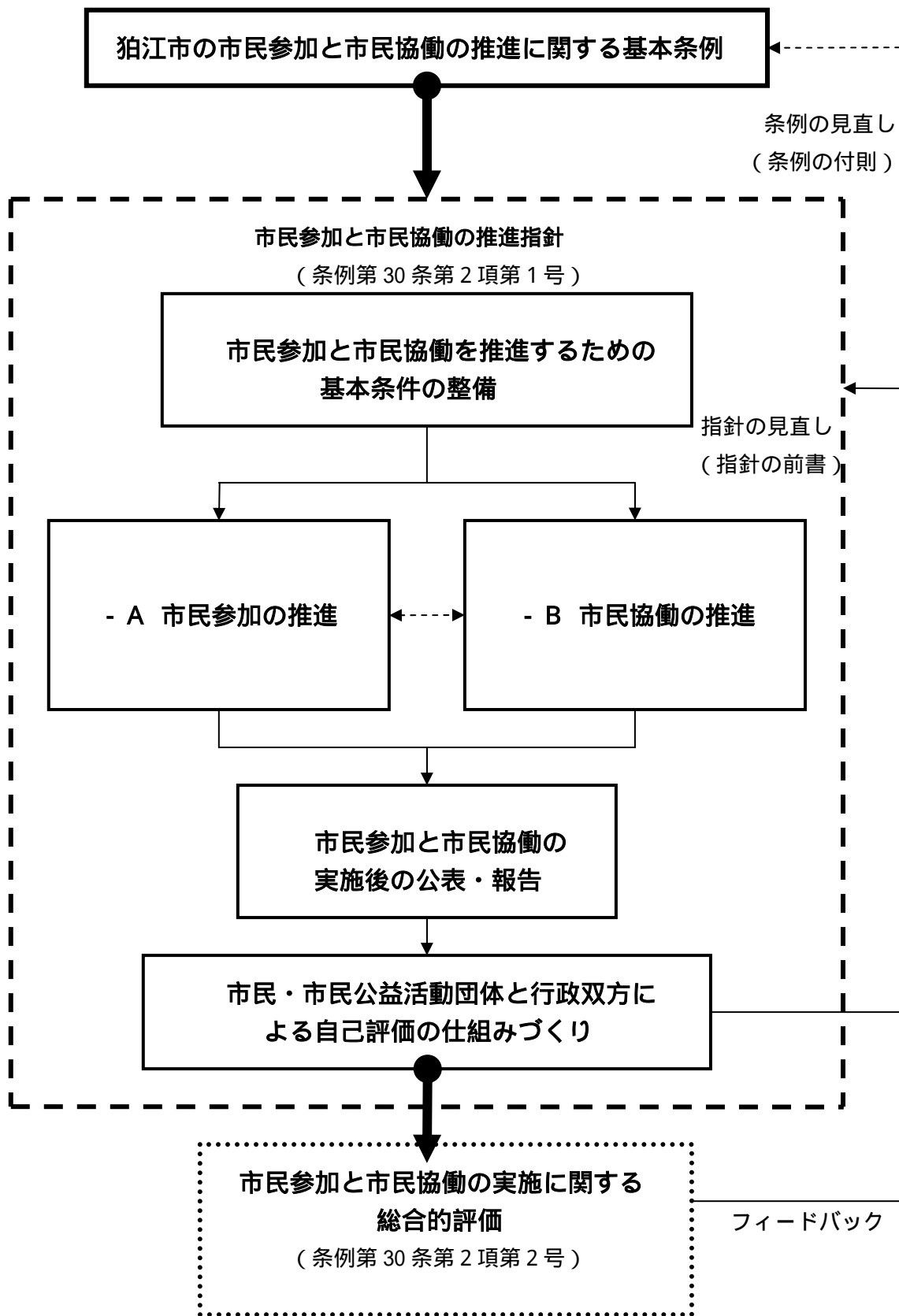
指針の構成

この指針の構成は、条例の構成に基づき、市民個人が行政へかかわる手続きを規定した「市民参加」と、市民公益活動を行う団体に対する行政の支援や委託等の関係を規定した「市民協働」に分けて構成しています。

市民参加を推進するためには、参加する市民が行政の取組について関心を強め、その内容を十分に理解することが必要になります。そのため行政の役割として、市民参加の前提条件となる行政情報を的確に市民に提供するとともに、市民が参加しやすいような多様な仕組みを実施することが求められます。この指針はその点を重視して構成しています。

市民協働を推進するためには、行政と市民活動団体がそれぞれ対等な関係を持ち、十分にそれぞれの特性を活かしながらともに考え、協力して、同じ目的を目指し取り組む必要があります。協働事業に関する情報提供の体制を整備するとともに職員の理解が必要であります。また、市民活動団体が活動実績を積んで、事業の遂行能力を高めることができるよう、その活動を支援し、多様化する市民ニーズに協働して対応できる環境を整えることが求められます。この指針はその点を重視して構成しています。

「狛江市の市民参加と市民協働の推進指針」の位置づけと内容構成



「狛江市の市民参加と市民協働の推進指針」

市民参加と市民協働を推進するための基本条件の整備

(担当部署の独自の基本的事項として)

(1) 条例の施行・運用に必要な実施要綱やマニュアル等の個別ルールを策定します。

(2) これまでの庁内各部署における参加と協働に関する行政情報を収集・整理し、まとめて公表できるようにします。

(3) パンフレット等、市民の誰にも分かりやすい配布資料を作成します。

(市職員・庁内に向けた基本的事項として)

(4) 資料配布や研修等により、条例の趣旨や内容について市職員へ周知します。

(5) 市民参加と市民協働の推進に必要な具体的情報については、各担当部署が独自に公表・提供する体制の確立を目指します。

(市民・市民活動団体に向けた基本的事項として)

(6) 各種の広報媒体の活用や説明会・フォーラムの開催を通じて、条例の趣旨や内容について幅広く多くの市民に周知し、市民参加と市民協働の促進を図ります。

(7) 地域社会の課題や行政・予算の仕組み等について市民が日頃から学ぶことができるよう、現在実施している講座等の活用も含め、多様な学習と情報提供の機会を用意します。

(8) 市民参加と市民協働の推進の中で市民・市民活動団体等から提示された新たな課題に対しては、市民協働課が中心になって、その解決に努めます。

- A 市民参加の推進

(条例に定めのある市民参加の手續)

- (1) 審議会等への幅広い市民委員の参加を促進するとともに、議事録の公表や傍聴の方法を工夫することにより、より一層透明性のある市民に開かれた会議運営を目指します。
- (2) 条例あるいは指針の新設・改廃等で、審議会等への公募市民委員としての参加や市民フォーラム等を経た後、さらに幅広く市民の意見を求める必要がある場合には、パブリックコメント（市民意見提出制度）の手續を実施します。
- (3) 市の将来にかかわる重要事項の政策の立案・実施で、パブリックコメントなどの手續を経てもなお市民の意見が大きく分かれる場合は、それぞれの意見の主張者から直接その趣旨を聞くための公聴会の手續を実施します。
- (4) 公聴会等の手續をとってもなお政策決定の判断を下すことが困難と判断される場合には、市長は市民投票の実施を市議会に提案します。
- (5) 説明会、フォーラムまたはシンポジウム等、条例に定める「その他の市民参加の手續」を多様に活用し、特にワークショップ方式の導入などにより、市民が気軽に楽しみながら参加できる機会を提供します。

(条例に定めのない市民参加の手續)

- (6) 条例に定める手續に限らず、市長への手紙、市長と語る会等のこれまでに進めてきた市民参加の機会をさらに充実・普及させるとともに、必要に応じて市民が自由に参加できる新たな手法を試みます。
- (7) 各部局の通常の行政活動において市民の意見を求めることが必要と判断したときは、それぞれの課題にふさわしい方法で、随時、アンケート調査やヒヤリング調査を行うなど、条例に定めがないことでも市民参加の促進にとって必要なことは積極的に行うようにします。

(20 歳未満の市民の参加)

- (8) 青少年や子どもの生活に密接に関係した政策の立案・実施・評価については、関係する 20 歳未満の青少年等の参加を促し、その参加方法については、それぞれの年代の特徴に応じて率直な意見が聞きだせるよう、十分に配慮・工夫します。

(学習の機会や情報の提供)

(9) 上記(1)～(8)項の市民参加の実施にあたり、市民が責任をもって参加し十分な効果をあげることができるよう、それぞれの手続の方法や課題について学ぶ機会を、適宜、市民に提供します。

(10) 上記(1)～(9)項を効果的に実施するため、行政評価制度の活用も含め、行政の保有する情報を、紙面・電子・電波などの多様な媒体を通して迅速かつ的確に市民に公表又は提供します。

- B 市民協働の推進

(市民活動団体の活動支援)

- (1) 公益性のある市民活動団体が生まれ育つ社会環境をつくるため、先駆的な活動に対し、公募と公開審査による資金助成を行います。
- (2) これまで分野ごとに利用していた活動の場を、活動分野を問わず活用できるようにするとともに、可能な範囲で市民活動団体が使用できる機材等を充実します。併せて、これらの機能を集約的に果たす活動と出会いの場として、既存の公的施設の拡充や再使用によるセンターを設置します。
- (3) 市民活動を行うために必要な情報が適切に循環するよう、市民活動情報誌「わっこ」を市民活動団体がより一層自由に活用できるようにするとともに、市民公益活動を行う団体が情報誌を発行したりウェブサイトを運営する場合に、一定の範囲内で協力します。
- (4) 現在あるいは将来の市民活動の担い手一人ひとりが育ち、行政との責任ある協働ができる団体が育つよう、市の既存のまなび講座や公民館事業等を活用して研修・交流の機会を充実するとともに、市民公益活動を行う団体が独自に行う研修・交流事業に対して、共催や後援を行い、必要な支援をします。

(市民公益活動を行う団体の行政活動への参入機会の拡大)

- (5) 各担当部署における検討や市民公益活動を行う団体からの提案等により、現在及び今後必要となる行政活動のうち、市民公益活動を行う団体の参入が望ましい分野を、ガイドラインを設けて明確にします。
- (6) 行政活動への参入を希望する市民公益活動を行う団体の登録制を活用し、詳細情報を適宜登録団体に提供し、各担当部署を通じて参入を呼びかけます。
- (7) 参入団体決定の手続については、それぞれの分野の特性によって市民公益活動を行う団体のもつ能力が十分活かせるものとなるようその方法を検討し、企画コンペ等による透明性のある方法を重視します。

(条例に定めのない各種の協働)

(8) 条例に定めるものの他、各担当部署の発意や市民公益活動を行う団体からの提案によってさまざまな協働の試みが展開されることを期待し、その実現のための必要な相談に対応します。

(情報の公開と提供)

(9) 上記 (1) ~ (8) 項を効果的に実施するため、行政評価制度の活用も含め、行政の保有する情報を、紙面・電子・電波などの多様な媒体を通して迅速かつ的確に市民に公表又は提供します。

市民参加と市民協働の実施後の公表・報告

(個別の事業実施後の公表)

- (1) 市民参加の手続を実施した場合には、原則として4週間以内にその結果を担当部署からホームページの「会議録のひろば」に公表し、必要に応じて、その後できるだけ早い時期にその概要を「広報こまえ」に掲載します。
- (2) 市民協働の事業が完了した場合には、原則として8週間以内にその概要を担当部署からホームページの「パートナーシップのひろば」に公表し、事業完了報告書は担当部署に備え置いて誰もが閲覧できるようにします。

(年間を通じた実施概要の報告)

- (3) 年間を通じて実施された市民参加および市民協働の実施概要については、各担当部署の報告をもとに年度終了後12週間以内に市民協働課で整理・集約し、報告書としてとりまとめ、「市民参加と市民協働に関する審議会」に提出して同審議会で行う総合的評価の資料とします。併せて報告書は市民協働課に備え置いて誰もが閲覧できるようにします。
- (4) この報告書の要点を分かりやすくとりまとめた報告書(仮称「市民参加・市民協働白書」)を作成し、多くの市民が市民参加と市民協働について理解と関心を深めることができるようにします。

市民・市民公益活動団体と行政双方による自己評価の仕組みづくり

- (1) 市民参加・市民協働の形態や、市民・市民公益活動団体・NPOの特性を活かしたかなど事業実施後には評価を行い、評価に基づいて、事業等を見直します。